四　法第五十条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

五　会社又は森林組合にあつては、国立公園若しくは国定公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

第五章　雑則

（証明書の様式）

第十六条　法第十七条第三項、第三十条第二項、第三十五条第三項、第三十七条第三項、第四十二条の七第二項又は第六十二条第四項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第四による。

（権限の委任）

第二十条　法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、第八号、第十五号、第十八号、第十九号、第二十一号（法第四十条第四号に規定する権限に限る。）、第二十二号及び第二十五号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一　法第十条第二項から第四項まで及び第十項に規定する権限（工事の施行を要しないものに限る。）

二　法第十条第六項、第七項、第九項及び第十項に規定する権限

（削る）

（削る）

（削る）

三　法第十二条第一項から第三項までに規定する権限

四・五　（略）

六　法第十六条の三第五項に規定する権限（同条第四項の認定の条件の変更に係るものに限る。）

七　法第十六条の四に規定する権限

八　法第十七条第一項及び第二項に規定する権限

四　営利を目的としないことその他法第五十条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（新設）

第五章　雑則

（証明書の様式）

第十六条　法第十七条第二項、第三十条第二項、第三十五条第三項、第三十七条第三項又は第六十二条第四項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第一、様式第二、様式第三、様式第四又は様式第五による。

（権限の委任）

第二十条　法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、第五号、第十二号、第十五号、第十六号、第十八号（法第四十条第四号に規定する権限に限る。）及び第十九号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

（新設）

一　法第十条第六項、第九項及び第十項に規定する権限（次に掲げる行為に係るものに限る。）

イ　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更

ロ　特別地域（特別保護地区を除く。）において執行される公園事業に係る施設の位置、規模又は構造の変更

ハ　特別保護地区又は海域公園地区において執行される公園事業に係る施設の構造の変更（施設の位置の変更又は規模の拡大を伴うものを除く。）

ニ　特別保護地区又は海域公園地区において執行される公園事業に係る施設の位置、規模又は構造の変更であつて、変更後の施設の水平投影面積が千平方メートル以下のもの（ハに掲げるものを除く。）

ホ　公園施設の管理又は経営の方法の変更

ヘ　令第一条第一号から第九号までに掲げる公園施設の供用開始の予定年月日の変更

ト　工事の施行の予定期間の変更

二　法第十二条第一項及び第二項に規定する権限

三・四　（略）

（新設）

（新設）

五　法第十七条第一項に規定する権限